

議案第77号

寒川町下水道条例の一部改正について

寒川町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月25日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

災害発生時における排水設備等の復旧を円滑に進めるため提案する。

## 寒川町条例第 号

### 寒川町下水道条例の一部を改正する条例

寒川町下水道条例（昭和58年寒川町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者等を含む。）から排水設備等の工事に関し技能を有する者として指定を受けた業者に排水設備等の新設等の工事を行わせる必要があると認めるとときは、この限りでない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 寒川町下水道条例新旧対照表

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。